

東京都における文化財庭園の 保存活用計画（旧古河氏庭園）

令和2年3月

東京都建設局公園緑地部

目次

I	計画策定の目的	
	1. 計画策定の目的	1
	2. 計画の実施	1
	3. 計画の見直し	1
II	本園の歴史・本質的価値	
	1. 文化財指定の概要	2
	1-1 指定に至る経緯	2
	1-2 指定告示	2
	1-3 指定範囲	4
	2. 本園の変遷	5
	2-1 歴史的変遷	5
	2-2 周辺環境の変遷	52
	3. 本園の現況（施設の概要）	59
	3-1 現況及び施設配置	59
	3-2 主な視点場からの景観	61
	3-3 洋館の現況	67
	3-4 園内から見える主な建築物	70
	3-5 本園及び周辺に関わる法規制等	72
	4. 本園の本質的価値	76
	4-1 本園の本質的価値の明示	76
	4-2 本質的価値を構成する要素	78
III	本園におけるこれまでの取組	
	1. 保存における取組の現状	90
	1-1 遺構の保存	90
	1-2 植物、動物及び水の管理	90
	2. 活用における取組の現状	93
	2-1 利用の状況	93
	2-2 多様化するニーズへの対応	95
	3. 整備における取組の現状	100
IV	保存活用の理念と方針	
	1. 保存活用の理念	105
	2. 保存活用の課題	107
	3. 保存活用の方針	109
	3-1 ゾーンごとの現状と保存活用の方針	109
	3-2 「本質的価値を構成する要素」以外の要素の保存活用の方針	111

V	保存活用計画	
1.	保存	112
1-1	本園全体の保存の方法	112
1-2	各ゾーンの保存の方法	114
1-3	保存・管理作業一覧	119
1-4	防災・防犯の管理方法	122
2.	活用・運営	123
2-1	本園全体の活用・運営の方法	123
2-2	各ゾーンの活用・運営の方法	125
3.	整備	129
3-1	本園全体の整備の方法	129
3-2	各ゾーンの整備の方法	130
3-3	整備事業計画内容	135

I 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

本計画は、今後の都立庭園全体の保存活用の方策を示した計画である「東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）」を受けて、旧古河氏庭園の保存活用計画として策定するものである。

本計画は、旧古河氏庭園（以下、本園という）において、これまで保存や修復、復元等に取り組んできた成果を踏まえ、今後の保存、活用・運営、整備についての基本的な方針を示すことを目的として策定する。

2. 計画の実施

本計画は、令和2年4月より実施する。

3. 計画の見直し

本計画は、概ね10年を目途に、状況を踏まえて、改定していくものである。

※本計画では、以下の略称を使用する。

略称	正式名称
本園	旧古河氏庭園
東京都公園協会	財団法人東京都公園協会、平成22（2010）年4月11日より公益財団法人東京都公園協会
大谷美術館	財団法人大谷美術館、平成25（2013）年4月1日より公益財団法人大谷美術館

Ⅱ 本園の歴史・本質的価値

1. 文化財指定の概要

本園は、文化財保護法第 109 条において名勝に指定されているものである。本園について、名勝としての芸術上または観賞上の価値を整理するため、本園の指定に関する事項を以下に示す。

1-1 指定に至る経緯

旧古河氏庭園は、古河財閥の三代目古河虎之助の邸宅として洋館及び庭園を整備したものである。洋館は北区西ヶ原の台地上に所在し、その南の斜面と続く低地部分を利用して庭園を整備している。洋館及び台地から続く斜面を利用した洋風庭園部分は、ジョサイア・コンドルの設計で大正 6（1917）年に竣工している。斜面から低地部分に広がる日本庭園は、七代目小川治兵衛（植治）の手による作庭で大正 8（1919）年に完成している。

昭和 57（1982）年 8 月に東京都指定名勝として指定を受け、その後、和洋の見事な調和を実現している秀逸で代表的な事例であり、極めて良好に保存されている数少ない事例として、平成 18（2006）年 1 月に国の名勝に指定され、今日に至っている。

1-2 指定告示

（1）名勝

①指定年月日

平成 18（2006）年 1 月 26 日

②指定名称

旧古河氏庭園（旧古河庭園）

③面積

30,780.86 m²

④指定説明

旧古河氏庭園は飛鳥山から上野に続く台地とその南側の斜面、低地を取り込んで立地している。敷地の東側と北側は本郷通（旧日光御成道）に面している。

台地上の敷地は明治元年（1868）※に陸奥宗光が邸宅を構えたところで、古河財閥の創始者古河市兵衛の養子となった宗光の次男潤吉は、明治 30（1897）年に宗光が没すると陸奥家に願い出てこの敷地を古河家に譲り受けた。三代目の虎之助は、大正 3（1914）年ころ、ここに本邸を造営する計画を立て、従来からあった台地上の敷地は新築の主屋用地とし、隣接した土地を新たに買収して庭園を造営することとした。主屋の洋風建築とその周りに設けられた整形形式庭園はジョサイア・コンドルの設計により大正 6（1917）年に竣工し、また、台地下の斜面から低地にかけての部分には七代目小川治兵衛（植治）の手による日本庭園が大正 8（1919）年に完成した。

敷地のほとんどは石積みを伴う土塀により画され、北側の本郷通りに面して正面の門および通用の門を開き、敷地内の西辺から南辺にかけて設けられた車道は敷地南辺東側に位置する木造平屋建、入母屋造の純和風の門に通じる。庭園は、台地上の主屋を中心として敷地北部に造られた洋風庭園、台地の斜面から低地にかけて敷地南部に造られた廻遊式庭園、敷地

II 本園の歴史・本質的価値

東部に設けられた茶室に伴う露地の三つの部分から構成される。

主屋は軸部を煉瓦造の二階建とし、外壁の全面を伊豆真鶴産の赤みを帯びた新小松石の石張りで覆い、屋根を粘板石製のスレートで葺いた洋風建築で、内部は和洋調和の造りとして一階を洋室、二階を和室としている。主屋の東側には長方形の平坦な芝生広場、南側の斜面には三段に構成されたテラスに整形式庭園がある。テラスの最上段には石造の装飾欄干を回し、中段にはツゲの低い刈り込みで縁取りされたバラの整形花壇を設けている。上段から中段にかけての斜面はツツジ・サツキ類の混植による刈り込みによって覆われ、中段から下段にかけての斜面は江戸・東京の庭園に特徴的な材料の黒ボクによる石積みで留められている。また、上段から下段にかけて洋風から和風、整形式から自然式への漸次移行の手法は、これに続く廻遊式庭園への導入部としても構成されている。

台地下の廻遊式庭園は中心に大池を設けて、その周りに築山を巡らせて窪地上の地割としている。テラス上の洋風庭園とこの廻遊式庭園との間には高木の樹林帯を設けるとともに深山幽谷の景境を成している。この林間を抜け大池の汀に至ると、石橋・中島越しに対岸の磯浜に強調して据えられた雪見灯籠とその奥に設けられた枯滝、さらにその背後に控える築山と石造層塔が通景線を成し、対岸からは水景を手前に台地上の洋風建築を遠望する構成として、和洋の連結が意識されているのがうかがわれる。大池の北側には台地の高低差を利用して大滝を設け、その東側に設けられた瀟洒な茶庭空間を巡る園路脇は崩れ石積み風の表現とするなど、台地斜面における立体的な地割処理が優れた造形として完成されている。大池南西岸からこの大滝に向かってはもう一つの通景線が奥行きを有する景色を構成している。

本庭園は、伝統的な手法と近代的な技術の融和により和洋の見事な調和を特徴とする庭園で保存状態がきわめて良好であり、芸術上、観賞上、学術上のいずれの観点からもその価値はきわめて高い。よって名勝に指定し、保護を図ろうとするものである。

※陸奥宗光が本園敷地に邸宅を構えたのは明治 20 (1887) ~ 25 (1892) 年以降とされる。

※本文中の年号は、漢数字を算用数字に書き換え、西暦を付記している。

1-3 指定範囲

旧古河氏庭園の文化財指定範囲及び面積等について以下に示す。

住 所 : 東京都北区西ヶ原一丁目

指定面積 : 30,780.86 m²

公有地化面積 : 30,780.86 m²



図2-1 指定範囲図